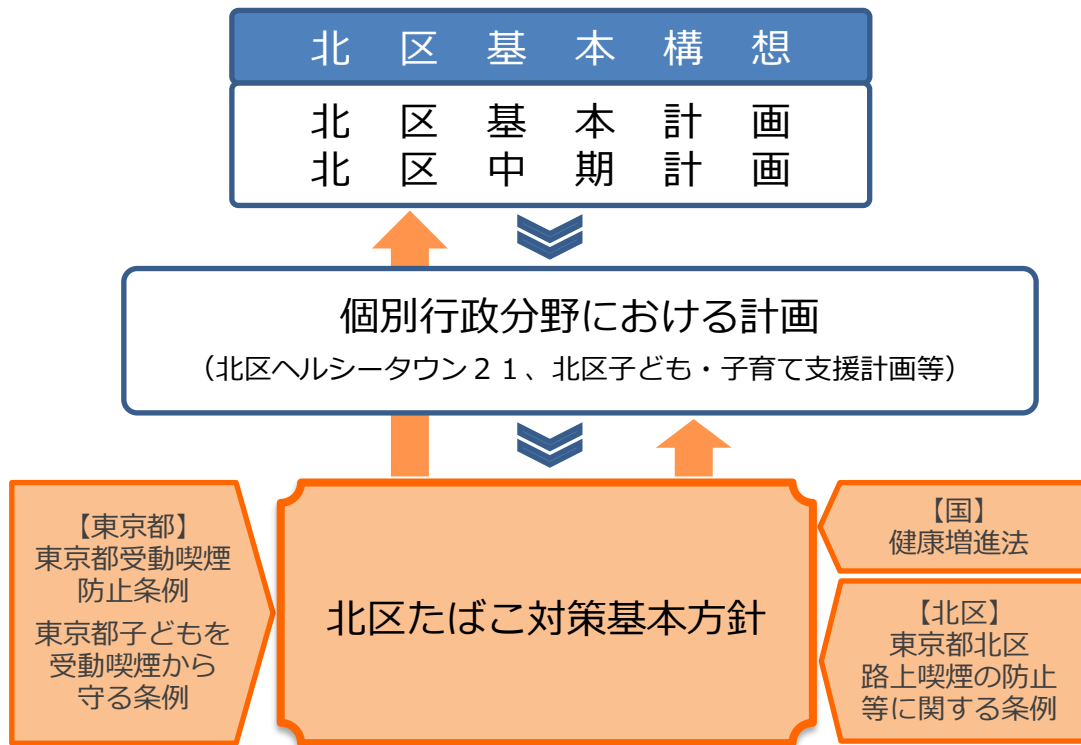


北区たばこ対策基本方針

令和2年2月13日 区長決裁 31 北健生第 5880 号

1 方針の位置づけ

本方針は、改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行を契機とし、基本計画2020に定めるたばこ対策総合支援事業及び北区ヘルシータウン21（第二次）後期5か年計画（以下、「北区ヘルシータウン21」という。）に重点的な取組みとして定める喫煙・受動喫煙防止対策の実効性を高めるために策定する。また、本方針を根拠として、各種たばこ対策関連の取組みを計画的に実施し、もってすべての区民の健康増進を図るものである。



2 取組期間

本方針に基づく目標達成までの取組期間は、北区ヘルシータウン21に合わせ、令和5年度までとする。ただし、北区ヘルシータウン21の改定に合わせて行う「健康づくりに関する意識・意向調査」などから、「東京都北区たばこ対策検討委員会」が必要と認める場合は、この期間を見直すことができるものとする。

3 基本的な考え方

喫煙や受動喫煙は、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD といった生活習慣の改善により予防可能な疾患の原因とされており、厚生労働省が示す「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」においても、喫煙による健康被害を回避することが重要であるとされている。さらに、子どもの受動喫煙は、乳幼児突然死症候群（SIDS）や喘息などとりわけ健康影響が大きいとされ、関係法令においても特に配慮がなされている。

「子育てするなら北区が一番」「長生きするなら北区が一番」を掲げる北区は、子どもから高齢者まですべての区民をたばこの健康影響から守る。そのため、受動喫煙の機会をなくすとともに、健康影響の大きい子どもの受動喫煙はゼロを目指す。

また、「健康づくりに関する意識・意向調査」等の各種アンケートなどから見えてくる子育てファミリー層・若年層の受動喫煙防止のニーズを捉え、子育てファミリー層をはじめ区民が安心して住み続けられる環境づくりを推進する。また、喫煙する区民には一定の配慮をしつつ、将来に向けてたばこをやめること（以下「卒煙」という。）を支援する施策を充実することにより、本人とその家族の健康増進を図る。なお、平成31年1月の健康増進法の改正を受けて、受動喫煙は室内だけで生じるものではないとの認識のもとに必要な取組みを行う。

本方針に基づく取組みの効果は、すべての区民及び区に滞在する人（以下、「区民等」という。）に及ぶものであり、北区は本方針のもと、各種たばこ対策の実施や推進に必要な情報を関係各課が円滑に共有するなど、各事業で相互に連携する。また、職員は、関係するあらゆる事業において「望まない受動喫煙を防止する」という意識を持って取り組む。

■ 取組みの目的

- ① 区民の受動喫煙を防ぎ、特に子どもの受動喫煙はゼロを目指す
- ② 受動喫煙の機会をなくし、子育てファミリー層をはじめ区民が安心して住み続けられる環境を作る
- ③ 希望する区民には、将来に向けた卒煙を支援し、すべての区民の健康増進を図る



方向性1 喫煙・受動喫煙・ポイ捨て等たばこのない区有施設を目指す

方向性2 受動喫煙防止対策の普及啓発を効果的に行う

方向性3 駅前や路上など快適な屋外環境を創出する

方向性4 禁煙・防煙・卒煙を支援する

4 具体的取組み

方向性1 喫煙・受動喫煙・ポイ捨て等たばこのない区有施設を目指す

区有施設は、乳幼児からお年寄りまで幅広い世代の区民等が利用し、かつ非代替的な施設であることが多いことから、すべての区有施設は率先して受動喫煙をはじめ喫煙がない施設を目指す。

なお、令和元年7月の健康増進法の段階施行の時期を捉え、子どもの受動喫煙ゼロを目指して実施した図書館など子どもが多く利用する区有施設を学校などと同様に屋内・屋外を禁煙にした取組み及び、区民等の受動喫煙防止を目指して実施した集会施設などを庁舎などと同様に扱う取組みは、引き続き実施していくものとする。

【取組み】

- 公園は保育園等の園外活動をはじめ、多くの子どもが利用していることから、区が管理するすべての公園を禁煙とする。
- 本方針の取組期間中を目途に、区有施設に残るすべての喫煙場所（喫煙専用室、特定屋外喫煙場所）を段階的に廃止することを目指す。

【目標】

- すべての区有施設において、屋内・屋外で禁煙を目指す。

方向性2 受動喫煙防止対策の普及啓発を効果的に行う

受動喫煙防止対策の普及啓発は、世代や性別、喫煙の有無などの枠にとらわれることなく、区民等を対象に実施する。特に、これまで区民が受動喫煙を受けることが多い場所とされてきた飲食店における対策の普及啓発は、北区食品衛生協会など関係団体と連携しながら、効果的に実施していく。

【取組み】

- 北区全体で取組む意識を醸成するため、区内の小中学生に「禁煙」「受動喫煙防止」などをテーマにしたポスターを募集し、その後の受動喫煙防止啓発事業に活用する。
- 町会自治会、商店街連合会、食品衛生協会など区が連携している各種団体と引き続き協力して効果的な普及啓発に努め、新制度への理解不足を原因とした法令違反などが発生しないよう努める。
- 講演会などの普及啓発事業を開催することはもちろんのこと、妊婦や乳幼児の健診など関係するあらゆる事業を通じて、全庁を挙げて周知啓発に取り組む。

【目標】

- 区民の健康づくりに関する意識・意向調査から明らかになっている「飲食店で望まない受動喫煙にあった人 63.4%」の割合を限りなくゼロを目指す。
- 区民の健康づくりに関する意識・意向調査から明らかになっている「たばこが影響を及ぼすと思う病気」の理解度を改善する。

方向性3 駅前や路上など快適な屋外環境を創出する

路上や駅前などの人が多く集まる屋外は、通勤・通学などに利用される場合、非代替性が高い場所であることが多く、望まない受動喫煙を受けるリスクが高い。とりわけ、子どもの受動喫煙を危惧する区民等からの意見が多く寄せられている。そこで、駅前など人が多く集まる場所には、周囲への受動喫煙防止の効果を高めた設備を確保することで、喫煙できる環境にも配慮しながら受動喫煙の機会を減らすとともに、路上における受動喫煙、ポイ捨て、歩きたばこ防止の実効性を高める。ハードとソフトの両面から効果的な対策を行い、子育てファミリー層・若年層の定住化の促進につなげる。

【取組み】

- 「王子」「赤羽」「田端」の主要3駅周辺に加えて、新たに「板橋駅」「東十条駅」の2駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定して、路上喫煙を防止する。
- 新規指定を含めた5駅の巡回指導を強化して法及び条例の周知啓発を図るとともに、路上喫煙防止の実効性を高める。
- 既存の指定喫煙場所の環境改善を行うとともに、民間テナントを活用した屋内公衆喫煙所設置の補助制度を新設して、路上喫煙禁止地区周辺等に屋内公衆喫煙所の整備を目指す。

【目標】

- 屋外での受動喫煙機会を減少し、苦情件数を低減する。

方向性4 禁煙・防煙・卒煙を支援する

たばこの健康影響から区民を守るためには、その有害性を正しく理解し、喫煙行動に向かわせないこと、また、喫煙する区民が自ら希望して卒煙行動を取ることも必要である。そのためには、まず学齢期から禁煙・防煙教育を実施し、正しい知識の普及を図る。また、喫煙する区民に対しては身近な人からの卒煙の勧奨を促すとともに、卒煙を希望する区民に対しては、医療的対策を費用面から支援する。なお、卒煙の取組みは、卒煙した区民だけでなく、広く区民の健康増進を図るものである。

【取組み】

- 児童・生徒の健全育成のために早期の禁煙・防煙教育を行い、喫煙や受動喫煙のリスクから自分の体を守る意識を醸成するとともに、その同居家族の卒煙行動を支援する。
- 禁煙外来受診を、身近な家族や信頼するかかりつけ医から積極的に勧奨するとともに、既に実施している支援策に加え、18歳未満の子どもと同居する卒煙希望者への助成制度をさらに充実させることで卒煙への動機づけを高め、家庭内での子どもの受動喫煙の防止を図る。
- 診療所で積極的に禁煙外来の受診を勧奨するなど、北区医師会と連携して禁煙外来をはじめとする医療的対策を推進する。

【目標】

- 北区ヘルシータウン 21 に定める指標「喫煙率 男性 25.5%→17.6% 女性 7.1%→5.2%」「妊娠中の喫煙率 0.3%→0%」を実現する。
- 全小中学校で禁煙・防煙教育を実施する。

5 施行開始

令和2年4月1日から